



2019年版 アラブ首長国連邦 投資ガイド

2019年1月

kpmg.com/ae

Welcome To the UAE!

アラブ首長国連邦 (UAE) は戦略的にヨーロッパ、アフリカ、アジアの間に位置しています。投資家に優しい法律、財務および税務環境、ならびに広範な租税条約ネットワーク、そして十分に確立されたインフラストラクチャにより、UAEは以下のような多くの目的のための理想的なビジネス拠点になるでしょう。

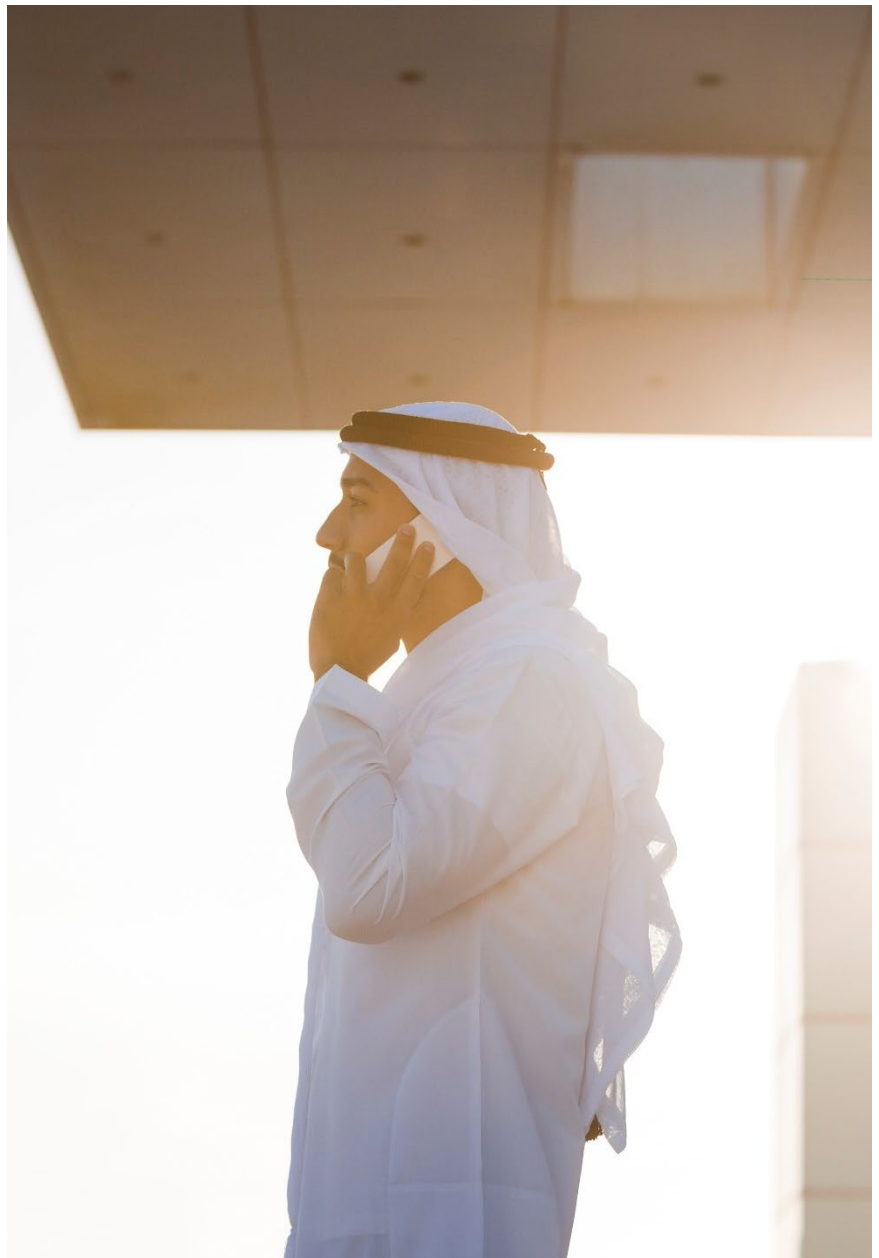
- 企業グループの全世界規模ビジネスのためのファイナンスまたは持株プラットフォーム
- UAEをハブとした他地域ビジネス
- UAE国内のビジネス

UAEには、ビジョン2021に代表されるような、UAE国内の産業育成、UAEの発展を促進することを目的とした短期および長期の構想があります。

また、堅実な税務環境を創造するための構想もあります。

このガイドは、2019年1月現在、UAEでビジネスを行うための初期および実用的な情報を提供することを目的としています。最新の動向については、当社のWebサイトも参照してください。

This publication is of a general nature only. Specific professional advice must be obtained before making a decision. Our publication should not be considered legal advice or a substitute for seeking local legal advice. Laws and regulations in the UAE are changing constantly. The information contained within this publication is based on facts available as of 1 January 2019 and is subject to change.



Recent highlights



外国直接投資 (FDI) 法の採用による、UAE本土企業への外国資本持株比率の49%から100%への引き上げ機会



フリートレードゾーン (FTZ) 内の企業が、UAE本土でも活動できるようにするための営業許可証 (デュアルライセンス) 発行制度



一部FTZでのライセンス取得費用の削減など、政府主導の事業コスト削減によるインバウンド投資の奨励



特定の専門職や投資家向けの
10年間滞在可能ビザの提案



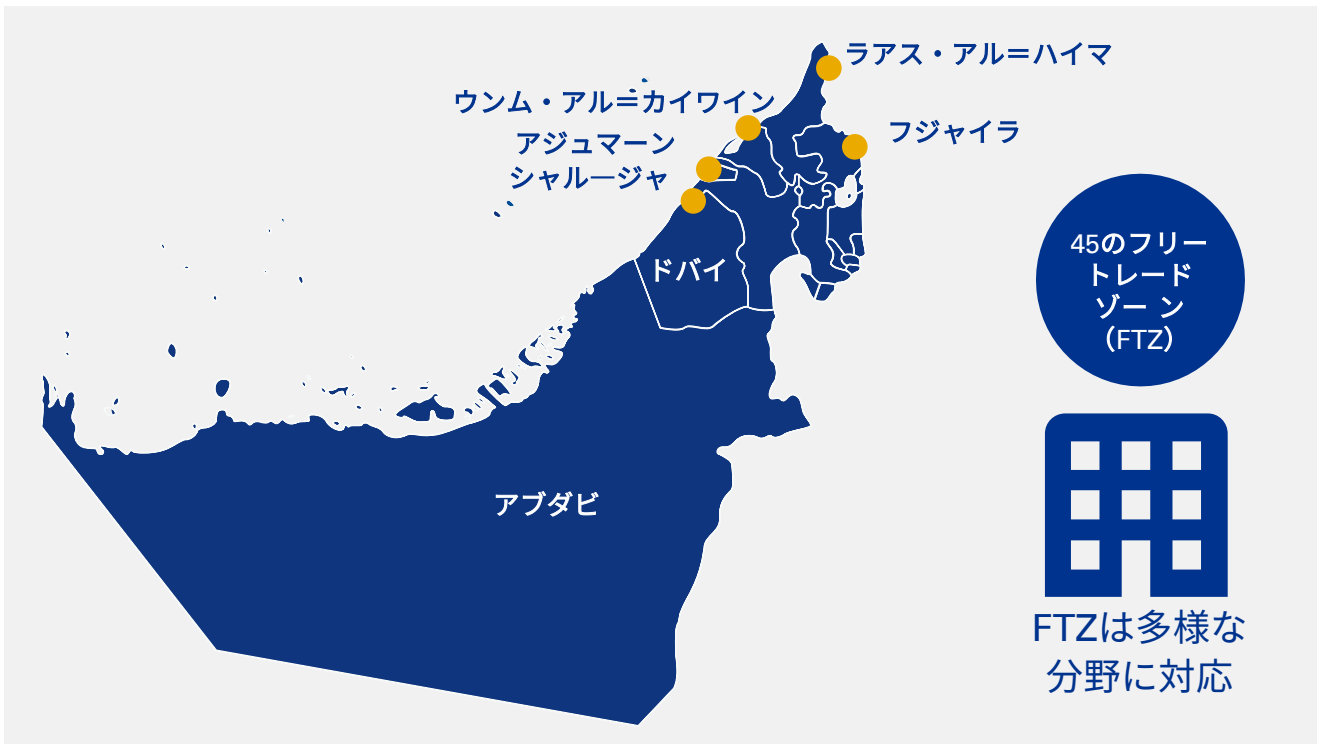
2018年、サウジアラビアを含む11の新たな租税条約（DTT）へ調印122か国との既存の租税条約を変更するためのBEPS防止措置実施条約（MLI: Multilateral Instrument）への署名



税源浸食と利益移転の包摂的枠組み（BEPS IF）への参加と15のBEPS行動計画の履行を約束

United Arab Emirates

7首長国の連邦国家



ビジネス上の主な留意事項

- 湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council : GCC) 加盟国 (他の加盟国はバーレーン、サウジアラビア、クウェート、オマーン、カタール)
- GCC加盟国間の自由貿易協定¹
- 連邦単位の法人税制度なし、ただし、外国資本の石油業の企業および外国銀行の支店に限り首長国単位の法人税制度あり
- 付加価値税 (VAT)、物品税、関税あり
- 個人所得税なし
- GCC加盟国民、UAE国民向けの社会保障、外国人居住者向けの雇用終了給付制度 (End of Service Benefits : EOSB)
- 外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act : FATCA) および共通報告基準 (Common Reporting Standard : CRS) の履行
- 外国為替管理なし
- 米ドルペッグ制 (1米ドル当たり 3.6727UAEディルハムの固定相場)

世界銀行のビジネス環境の現状 2019年度版における評価 (Doing Business ratings)²

UAEのビジネスのしやすさランキングは、全190カ国中11位でした。

UAEのビジネスのしやすさは、他の中東・北アフリカ地域の国々に比べ大幅に高い81.28%で、2018年度の78.91%を2.37%上回りました。

国の概要

UAEは、アラビア半島の東側に位置する7つの首長国(アブダビ、アジュマーン、ドバイ、フジャイラ、ラアス・アル=ハイマ、シャルジャ、ウンム・アル=カイワイン)の連邦国家です。面積は、アラブ湾の島々を含む約71,023.6km²で、そのうち27,624.9km²は領海です。³

UAEは、他の先進国に見られるような数々の社会、経済および環境に関する構想によって、貿易、投資、通信、情報技術、観光、インフラおよび社会発展を含むさまざまな局面で前進し続けるよう努めています。

2021年までの発展計画を記したUAEビジョン2021には、連邦国家としての社会、経済、環境課題に取り組むための包括的なアプローチが含まれています。⁴

統治機構

政治体制は、憲法に基づいており、憲法は国の政治および憲法上の機関について規定しています。憲法第45条に定められた5つの連邦機関は以下のとおりです。

1. 連邦最高評議会
2. 大統領および副大統領
3. 連邦閣僚評議会
4. 連邦国民評議会
5. 連邦裁判所

連邦最高評議会は国の最高権威であり、国の方針を策定し、さまざまな連邦法を承認する最高の立法および執行機関です。⁵

立法制度

連邦閣僚評議会は、大統領および連邦最高評議会の監督のもと、執行機関として、憲法および連邦法にしたがい、UAE内外のすべての業務を執行します。連邦国民評議会は、閣僚評議会を諮問機関として連邦閣僚評議会を支援します。⁵

各首長国には、個々の首長国に適用される法律を可決する独自の政府があります。ただし、連邦法は各首長国の法律に優先します。

加盟団体

UAEは、国連(UN)、国際通貨基金(IMF)、世界貿易機関(WTO)、石油輸出国機構(OPEC)、関税貿易一般協定(GATT)、大アラブ自由貿易地域(GAFTA)など、さまざまな国際機関の加盟国です。⁶

湾岸協力会議(GCC)

UAEは、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、カタール、オマーンとともに、GCCの6カ国のうちの1つです。GCCは、この地域の政治的安定と経済統合を促進することを目指しています。理事会は、加盟国間の緊密な関係を促進するために、関税同盟の設立⁷、付加価値税(VAT)の枠組みの構築および湾岸諸国民の加盟国への効率的な渡航の実現など、さまざまな措置を講じてきました。⁸

地理と気候

UAEの国土は主に乾燥した砂漠と塩干潟です。その海岸線の大部分はアラビア湾に沿っています。国は亜熱帯気候です。夏(5月~9月)は暑く湿気があり、気温は35~45°C、湿度は60~100パーセントです。冬の間、気温は18~25°Cで湿度は低くなります。UAEはグリニッジ標準時より4時間進んでいます(GMT+4時間)。

人口、言語および文化

2017年の統計によると、アラブ首長国連邦の総人口は約930万人です。

UAEの公用語はアラビア語です。英語は広く受け入れられているビジネス言語であり、一般に商業および政府機関で話されていますが、公文書は主にアラビア語で作成されています。UAEはイスラム教国家であり、法制度は主にイスラムの教えに基づいています。

ラマダンの聖なる月は月の満ち欠けによって決定され、毎年約10日ずれていきます。ラマダン期間中、イスラム教徒は日の出から日没まで断食します。非イスラム教徒は断食する必要はありませんが、喫煙、飲酒、公衆の面前での飲食は禁止されます。また、この間、公的機関および民間双方の労働時間が短縮され、商業活動が停滞します。⁹

通貨

UAEの公式通貨はディルハム(AED)です。1980年以来、ディルハムは米ドルとの固定相場制になっています(1米ドルは3.6727ディルハムに相当します)。またUAEには為替管理がありません。

Options for doing business

概要

事業の複雑さに応じて、設立とその後維持コストが異なるさまざまなオプションが利用可能です。検討すべき要素として、予想される事業活動と期間、立地（UAE本土とフリートレードゾーン（FTZ）のいずれか）、必要なライセンス、設立コスト、タックスプランニングなどが挙げられます。一般的な選択肢は以下のとおりです。

- **海外からUAE国内と取引する：**
 - UAE国外から国内の得意先と直接取引する
 - UAE国内の代理店または販売店を利用する
- **UAE国内のプロジェクトに参画する：**
 - 出張で対応する（UAE国内でライセンスが必要とならない範囲に限る）
 - UAE国内の外注先を利用する
 - UAEまたは外資パートナーとの法人格のないジョイントベンチャーを設立する（プロジェクトの監督当局から認められ、適切なライセンスが発行される場合）
- **UAEに拠点を設立する：**
 - FTZではないUAE本土の首長国に法人を設立し、当該首長国内とUAE国外で事業を行う
 - FTZ内にオンショア企業として拠点を設立し、当該FTZとUAE国外で事業を行う
 - FTZ内にオフショア企業として拠点を設立し、UAE国外でのみ事業を行う

UAE本土とFTZの拠点設立の最も大きな違いは、現地法人に対する外国資本による保有制限です（ただし、今後変更される可能性があります）。¹⁰ FTZではないUAE本土の現地法人では、外国資本保有比率は49%が上限とされています。他方、FTZではそのような制限はありません（100%外国資本保有も可）。

UAE本土、FTZいずれでも事業を行うための適切なライセンスを取得する必要があります。異なる首長国やFTZで事業を行う場合には、原則として、当該首長国やFTZにおいて、新たな拠点設立とライセンスの取得が必要になります。¹¹

UAE本土（FTZ外）

UAE本土での拠点設立でよく用いられる法的な事業形態は以下の3つです。¹²

- **支店：**UAE国内または外国企業の支店は本店と同一法人であり、独立した法人ではないので、本店と同じ事業活動のみ行うことができます。
- **有限責任会社（LLC）：**有限責任会社は、UAE本土で設立される独立した法人格を持つ法人です。しかし、外国資本比率は49%が上限とされ、残りの51%の資本はUAE国民の株主が保有することになります。また、設立には少なくとも2名以上の株主が必要になります。なお、有限責任会社は、それぞれの首長国で取得したライセンスに定められた事業を、UAE国内外で行うことができます。

- **駐在員事務所：**外国企業の駐在員事務所は、事業活動の準備のための拠点で、本店と同一の法人で、いかなる営業活動および販売取引も行うことができません。

フリートレードゾーン（FTZ）

FTZはUAE国内にある外国直接投資を促進するために設けられた自由貿易地域です。FTZには外国資本保有比率の制限はなく、外国資本による100%保有が認められています。

UAE国内には、45のFTZがあります。¹³ それぞれのFTZは独立していて、それぞれの規則を定めています。しかし、これらのFTZにはFTZの規則のみならずUAE連邦法も適用されます。多くのFTZには注力している業種があり、なかには特定の業種に属する企業のみを対象としたものもあります。¹⁴

- **金融サービス：**Dubai International Financial Centre (DIFC) および Abu Dhabi Global Market (ADGM)
- **港湾および物流：**Jebel Ali Free Zone (JAFZA) および Dubai Airport Free Zone (DAFZ)
- **通信、IT、その他の業種：**Dubai Internet City (DIC) および Dubai Multi Commodities Centre (DMCC)

FTZには通常、以下の3つの事業形態があります。なお、いずれの事業形態であっても原則として登記したFTZ内とUAE国外でのみ活動が認められることに注意が必要です。

- **フリーゾーンエスタブリッシュメント (FZE) :** FZEは、FTZ内で設立できる最もシンプルな現地法人です。株主1名でも設立でき、最低資本金額はそれぞれのFTZの規制により異なります。もし、株主が複数になる場合は、後述のFZCO / FZLLCを設立できます。なお、FZEとFZCO / FZLLCを明確に区別していないFTZもあります。
- **フリーゾーンカンパニー (FZCO) /フリーゾーン有限責任会社 (FZLLC) :** FZCO / FZLLCを設立するには、最低2名の株主が必要になり、最低資本金額はそれぞれのFTZの規制により異なります。
- **支店 :** 外国企業またはUAE国内企業はFTZ内に支店を開設できます。

外国人直接投資法 (Foreign Direct Investment law) の導入

2018年10月に新たに外国直接投資法が発行されました。外国直接投資法では、UAE本土において外国資本比率49%超の現地法人を設立することが認められています。

このほか、経済省は、同省内に外国投資局 (Foreign Direct Investment Unit) を設立する予定です。また、詳細はまだ公表されていませんが、外国直接投資委員会 (Foreign Direct Investment Committee) が設置され、外国企業の進出が推奨される業種のリスト『ポジティブリスト』が公表される予定です。

外国直接投資法によると『ネガティブリスト』に記載されていない業種について、(資本比率49%超の)外国資本の参入が認められるとされています。このネガティブリストには、銀行、金融、保険、陸上および航空輸送、医療小売などが含まれています。このリストの対象業種は、連邦閣僚評議会によって追加および削除される可能性があります。¹⁵



Tax matters



税源浸食と利益移転 (BEPS) の枠組みへの加入

UAEは、2018年5月16日に経済協力開発機構 (OECD) の税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)) の枠組みへの加入を発表し、近日中に以下の4つの最低基準に取り組むことを約束しました。

- 行動計画5：有害税制への対抗
- 行動計画6：租税条約の濫用防止
- 行動計画13：多国籍企業の企業情報の文書化
- 行動計画14：相互協議の効果的实施

BEPSは、多国籍企業の租税回避を防止するため、経済協力開発機構 (OECD) と20カ国・地域 (G20) が立ち上げた国際課税ルールです。なお、BEPSには15の行動計画がありますが、UAEは中・長期的に、残りの11の行動計画に取り組むことも約束しています。¹⁶

租税条約と居住者証明書 (Tax Residency Certificate : TRC)

UAEは122カ国との広範な租税条約のネットワークを有しており、このうち89の条約が発効されていますが、条約を変更するためのBEPS防止措置実施条約 (MLI: Multilateral Instrument) に署名しています。¹⁷ また、UAEはサウジアラビアとの租税条約に署名しており、これは従来締結されていなかったGCC加盟国間での最初の二国間租税条約となります。¹⁸

UAEの財務省は、UAE本土に拠点を設けて少なくとも1年間事業を行い会計監査を受けている企業に対して、ケースバイケースで居住者証明書を発行する場合があります。居住者証明書は、特定の租税条約に対して発行され、1年間有効です。

また、財務省は、同省と覚書を締結しているFTZに拠点を設けて少なくとも1年間事業を行っている企業に対して、居住者証明書を発行する場合があります。なお、同省と覚書を締結していないFTZの場合は、3年間事業を行っている企業に対して、ケースバイケースで居住者証明書を発行する場合があります。

UAEに居住する個人は、租税条約の恩典を受けるために、UAEの居住者証明書を申請することができます。財務省は、それぞれの租税条約に記載されている税務上の居住要件を満たし、必要な申請書類がそろっている場合、ケースバイケースで個人に居住者証明書を発行することがあります。

なお、財務省は明現在、BEPSの最新基準に合わせるために、居住者証明書の申請プロセスおよび必要な申請書類を見直しているため、注意が必要です。

法人税

連邦としての法人税制度はありませんが、各首長国が独自の法人税制度を設けています。ただし、現在、実際に法人税が課されているのは石油業の企業および外国銀行の支店に限られています。

UAEは以前、連邦としての法人税制度の導入を発表しましたが、現時点で詳細は公表されていません。

多くのFTZは、FTZ内の企業に対して50年間の免税を保証しています。また、この免税期間の延長が可能なFTZもあります。

石油業の企業には、首長国との利権協定 (concession agreement) に基づいて、法人税が課されます。税率はケースバイケースで決定され、80%におよぶ可能性があります。このほかに、一般的に石油生産に対するロイヤルティ税と超過利潤課税が適用されます。

また、アブダビ、ドバイ、アジュマーン、シャルジャ、フジャイラの5つの首長国では、外国銀行の支店に対して税率20%の法人税が課されます。

源泉税

現在UAEには源泉税制はありません。

移転価格税制

現在UAEには移転価格税制はありません。しかし、UAEは、一般的に移転価格税制と密接に関係するBEPS行動計画13：多国籍企業の企業情報の文書化に取り組むことを約束しているため、注意が必要です。

過少資本税制

現在UAEには過少資本税制はありません。

付加価値税 (Value Added Tax : VAT)

UAEは、2018年1月1日からGCCの共通VAT協定に基づき、VATを導入しました。標準税率は5%で輸取引の税率は通常ゼロ%です。

VAT法令で特別に免除されない限り、UAEにおける商取引による物品の譲渡および役務の提供は課税対象になります。

過去12ヶ月間または翌30日間の課税対象売上高が375,000ディルハムを超えるすべての事業者は、VAT納税業者として登録する必要があります。また、課税対象売上高が187,500ディルハム以上375,000ディルハム以下の場合は任意登録ができます。

VAT納税登録事業者は、連邦課税庁からの定めにより、月次または四半期ごとに申告書を提出することになります。

関税

UAEはGCC関税同盟に加盟しています。加盟国への最初の入国時に、免税品を除いて一律5%の税金が課されます。なお、FTZへの物品の輸入は、GCC加盟国の域外とみなされるので関税の対象になりません。物品がFTZを出てUAE本土に入ると、関税が課されます。

物品税

2017年10月1日より物品税が施行され、炭酸飲料 (50%)、エナジードリンク (100%)、たばこ (100%) に課税されています。¹⁹

不動産譲渡税

不動産の譲渡には登録料がかかります。たとえば、ドバイでは手数料は不動産の譲渡額の4%です。²⁰

会計基準および法定監査

商會社法により、UAE本土で設立された企業と外国企業の支店は、原則として、UAE国内で登録された監査人の会計監査を受ける必要があります。FTZの場合は、所在するFTZの規制によります。通常、ライセンスを更新する際に監査報告書付きの財務諸表の提出が必要です。

一般に公正妥当と認められている会計基準 (GAAP) として、ほとんどの企業が国際財務報告基準 (IFRS) を採用しています。FTZの場合は、所在するFTZの規制によりますが、一般的には、IFRSまたは親会社 (または本社) が採用しているグループ会計基準が採用されています。

Staff matters

労働法

UAEの労働法は、労働時間、休暇、退職、医療給付などの雇用条件を定めています。労働法は、労働法に定められた条件よりも従業員にとって不利益とみなされる雇用契約の規定を、すべて無効にします。²¹

ビザ

UAEでライセンスを取得した企業は、その従業員がUAEで働くために必要な、1~3年間の雇用ビザ、滞在許可証およびUAE国内の身分証明証（エミレーツID）が揃っているか確かめる必要があります。上記をそろえた従業員は、従業員の家族UAEに滞在するためのスポンサーになることができます。²²

また、海外スタッフまたは出張者は、必要に応じて、3カ月間のミッションビザを取得することができます。²³

このほか、特定の専門職や投資家には10年間のビザが発行される予定ですが、詳細はまだ発表されていません。²⁴

エミラタイゼーション（労働者の自国民化）

既存の労働市場の構造的な分断を克服するため、民間企業に、在来のアラブ系自国民（エミラティ）の雇用を促進する、エミラタイゼーションという制度があります。エミラタイゼーションは、労働市場に参加するエミラティの人数と彼らの経済貢献を増やすことを目的としています。UAEは、横断的な専門部署、インセンティブおよび予算割当を設けて、公的機関と民間企業の両方で、エミラタイゼーションの推進を奨励しています。

個人所得税

現在UAEには個人所得税はありません。

社会保障負担金（Social security payments）

年金および社会保障法には、企業がGCC国民を雇用するとき、企業（雇用主）と従業員はそれぞれ、年金と社会保障負担金を、一般年金・社会保障局へ拠出しなければならぬと定められています。この拠出金は給与に一定料率を乗じて算定されます。UAE国民の場合は以下のとおりです（GCC他国民には異なる料金が適用される場合があります）。²⁵

- 公的機関の雇用主: 15%
- 民間企業の雇用主: 12.5%
- 従業員: 5%

なお、外国人居住者または外国人居住者の雇用主は上記の負担金を拠出する必要はありません。

退職金（End of service benefits: EOSB）

UAEでの適切な雇用契約に基づき1年以上の連続した勤務を終えた外国人居住者は、勤務終了時に退職金を受けることができます。退職金は一般的に次のように計算されます。²⁵

- 勤続開始後5年間は、1年につき基本給21日分が支給されます。なお、上記金額のうち、継続勤務期間が3年超5年未満の退職の場合は3分の2が、継続勤務期間が1年超3年未満の退職の場合は3分の1が支給されます。

- 勤続6年目以降は、従業員の退職時の基本給2年分を上限として、1年につき基本給30日分が支給されます。

給与保護システム（Wages Protection System: WPS）

企業は、UAEの認可された金融機関を介して賃金を支払うために、電子給与振替システムを使用することを労働省によって義務付けられています。このシステムによって、労働省は、民間企業にタイムリーに給与全額を支払わせるための給与の支払履歴を記録するデータベースを作成しています。FTZにある企業は、この給与保護システムを使用して従業員の給与を登録することが義務づけられていません。²⁶

雇用主と従業員の主な保険加入義務:

- **健康保険:** すべての従業員が最低限の健康保険に加入できるように、健康保険法が各首長国で整備されています。UAEに拠点を持つ雇用主は、従業員が常に有効な健康保険に加入していることを確かめる必要があります。企業は、従業員のビザ申請と更新時に、有効な従業員の健康保険証書を提出する必要があります。²⁷

- **労働者災害補償保険**：労働法と労働者災害補償法条例に基づき、雇用中の労働災害に対する従業員の法的責任を対象とした保険への加入が、すべての企業に義務付けられています。²⁸
- **雇用保険**：連邦閣僚評議会は、従来の雇用主に対する従業員1人当たり3,000ディルハムの預け金に代わるものとして、従業員1人当たり年間60ディルハムの雇用保険の採用を承認しました。²⁹

ハウジングフィー

年間住宅賃貸料に対して、ハウジングフィーがかかります。ドバイでは年間住宅賃貸料の5%が借手に課されます。³⁰



References

1. <http://www.economy.gov.ae/english/Ministry/MinistrySectors/ForeignTradeSector/Trade-Negotiations-WTO/Trade-Agreements/Pages/default.aspx>
2. <http://www.doingbusiness.org/en/data/exploreconomies/united-arab-emirates>
3. <https://government.ae/en/about-the-uae/fact-sheet>
4. <https://government.ae/en/about-the-uae/strategies-initiatives-and-awards/federal-governments-strategies-and-plans/vision-2021>
5. <https://government.ae/en/about-the-uae/the-uae-government>
6. <https://government.ae/en/information-and-services/business/why-invest-in-the-uae>
7. <https://www.fca.gov.ae/en/HomeRightMenu/Pages/UniongccStates.aspx?SelectedTab=9>
8. <https://www.mof.gov.ae/en/lawsAndPolitics/govLaws/pages/CommonVATAgreement.aspx>
9. <https://government.ae/en/information-and-services/public-holidays-and-religious-affairs/ramadan>
10. <https://www.thenational.ae/business/economy/uae-to-announce-sectors-eligible-for-full-foreign-ownership-in-early-2019-1.790778>
11. <https://www.government.ae/en/information-and-services/business/planning-to-set-p-a-business>
12. <https://www.government.ae/en/information-and-services/business/starting-a-business-on-the-mainland>
13. <https://gulfnews.com/lifestyle/community/45-free-zones-in-the-uae-find-the-right-one-for-your-new-business-1.1716197>
14. <https://www.government.ae/en/information-and-services/business/starting-a-business-in-a-free-zone>
15. Federal Law by Decree No. (19) of 2018 Regarding Foreign Direct Investment
16. <https://home.kpmg.com/ae/en/home/insights/2018/05/the-uae-joins-the-beps-inclusive-framework.html>
17. <https://home.kpmg.com/ae/en/home/insights/2018/07/tax-flash--uae-signs-multilateral-instrument-.html>
18. <https://home.kpmg.com/ae/en/home/insights/2018/12/tax-flash--new-uae-tax-treaties.html>
19. <https://government.ae/en/information-and-services/finance-and-investment/taxation/other-taxes>
20. <https://www.government.ae/en/information-and-services/finance-and-investment/clearing-the-customs-and-paying-customs-duty>
21. <https://www.government.ae/en/information-and-services/jobs/employment-laws-and-regulations>
22. <https://www.government.ae/en/information-and-services/visa-and-emirates-id/getting-a-work-and-residency-permit>
23. <https://www.dnrd.ae/en/issuance-entry-permit-mission-90-days-3>
24. <https://www.khaleejtimes.com/business/economy/these-workers-can-get-10-year-visa-in-UAE>
25. <https://www.government.ae/en/information-and-services/jobs/pensions-and-end-of-service-benefits>
26. <https://www.government.ae/en/information-and-services/jobs/employment-laws-and-regulations>
27. <https://www.government.ae/en/information-and-services/health-and-fitness/health-insurance>
28. <https://www.mohre.gov.ae>
29. <https://www.thenational.ae/business/economy/new-uae-labour-insurance-policy-protects-expat-workers-from-job-loss-1.740036>
30. <https://www.khaleejtimes.com/nation/dubai/new-to-dubai-here-are-some-fees-you-should-know->

Contact us



Ashok Hariharan
Partner | Head of Tax
Tax
KPMG Lower Gulf Limited
T: +968 2 474 9231
E: ahariharan@kpmg.com



Stuart Cioccarelli
Partner
Tax
KPMG Lower Gulf Limited
T: +971 2 401 4881
E: scioccarelli@kpmg.com



Clare McColl
Partner
Indirect Tax
KPMG Lower Gulf Limited
T: +971 4 424 8959
E: cmccoll1@kpmg.com



Rhys Penning
Partner Indirect
Tax
KPMG Lower Gulf Limited
T: + 971 4 424 8900
E: rpenning@kpmg.com



Muzaffar Salaev
Director
Tax
KPMG Lower Gulf Limited
T: +971 4 249 6585
E: msalaev2@kpmg.com



Anuj Kapoor
Director
Tax
KPMG Lower Gulf Limited
T: +971 4 424 8974
E: anujkapoor@kpmg.com



Julie Lere Pland
Director Indirect
Tax
KPMG Lower Gulf Limited
T: +971 4 424 8928
E: jlerepland@kpmg.com



Keith Donegan
Director Indirect
Tax
KPMG Lower Gulf Limited
T: +971 4 249 6576
E: keithdonegan@kpmg.com

www.kpmg.com/ae

Follow us on:



@kpmg_lowergulf

kpmg-mesa



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Lower Gulf Limited, operating in the UAE and Oman, member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Designed by Creative UAE

Publication name: Doing business in the UAE

Publication number: J2039

Publication date: January 2019